



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 ティーガイア
代表者名 代表取締役社長 木村 政昭
(コード番号 3738 東証第1部)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 俣野 通宏
(TEL. 03-6409-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日付取締役会決議により、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 21 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 24 年 5 月 14 日に、平成 24 年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株を 200 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更および変更案第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決定いたしました。これに伴い、変更案第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (2) 現行定款第 6 条の変更並びに変更案第 7 条および第 8 条の新設の効力発生日を定める為、附則第 1 条および第 2 条を新設するものであります。
- (3) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は <u>2,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は <u>400,000,000</u> 株とする。 (単元株式数)
(新 設) 第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。 (単元未満株式についての権利)	第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。 (単元未満株式についての権利)
(新 設) 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利	第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利
第 <u>7</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 <u>9</u> 条～第 <u>46</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>第1条 第6条の変更並びに第7条及び第8条の新設の効力発生日は、平成24年10月1日とする。</u>
(新 設)	<u>第2条 前条及び本条の規定は平成24年10月1日をもってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月21日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成24年10月1日（月曜日）

以 上